

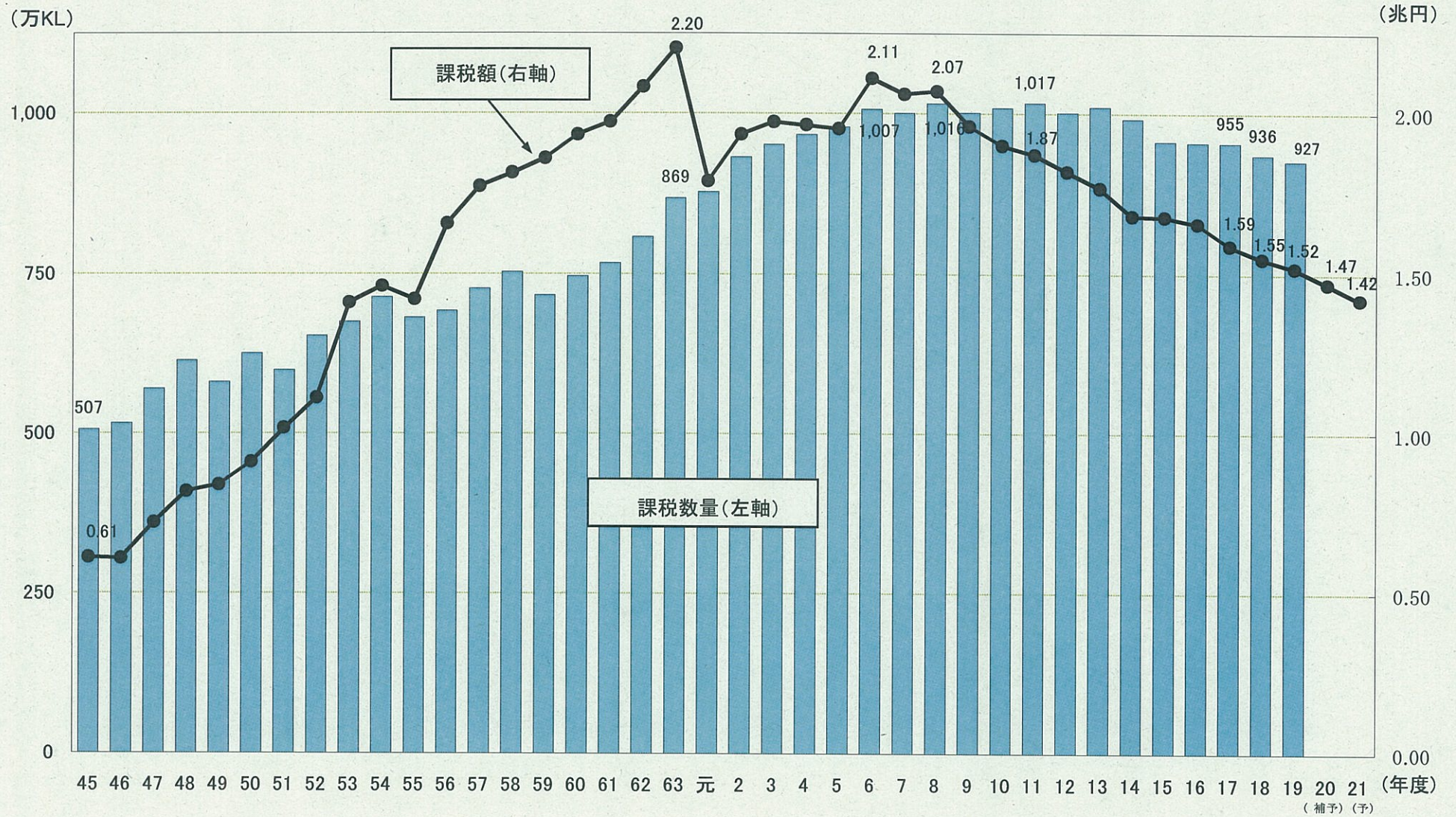
保存期間：10年

資料	1
----	---

酒 類 行 政 の 現 状 に つ い て

1	酒類課税数量と課税額の推移	1
2	平成 18 年度税制改正後の酒税の税率	2
3	成人人口一人当たり酒類消費数量等の推移	3
4	酒税の課税実績（平成 19 年度）（概数）	4
5	各酒類の課税移出数量（構成比率）の推移	5
6	昭和 45 年度以降の酒類の課税数量の推移（国税局分・税関分の合計）	6
7	一般小売業におけるこれまでの規制の概要	7
8	規制緩和推進 3 か年計画（再改定）[平成 12 年 3 月 31 日・閣議決定]	8
9	全酒類小売業免許場数等の推移	9
10	「構造改革特別区域法」による酒税法の特例の概要（最低製造数量基準の特例）	10
11	酒類に関する公正な取引のための指針	11
12	酒類総合研究所の最近の動向	12

酒類課税数量と課税額の推移



(備考) 1 平成19年度の課税数量は速報値である。
 2 課税額については、平成19年度までは決算額、平成20年度は補正後予算額、平成21年度は当初予算額である。

平成 18 年度税制改正後の酒税の税率

1. 酒税法第23条関係

酒 類 の 分 類	アルコール分等	1 KL 当 たり 税 率
○発泡性酒類 (基本税率) 220,000円		
ビ ー ル		220,000円
発 泡 酒	麦芽比率50%以上	220,000円
	麦芽比率25%以上 (アルコール分10度未満)	178,125円
	麦芽比率25%未満 (アルコール分10度未満)	134,250円
その他の発泡性酒類	上記以外の酒類のうち、アルコール分が10度未満で発泡性を有するもの(注)	80,000円
○醸造酒類 (基本税率) 140,000円		
清 酒		120,000円
果 実 酒		80,000円
その他の醸造酒		140,000円
○蒸留酒類 (基本税率)		
	21度以上	200,000円に20度を超える1度ごとに10,000円加算
	21度未満	200,000円
連 続 式 蒸 留 しょうちゅう	21度以上 21度未満	200,000円に20度を超える1度ごとに10,000円加算 200,000円
単 式 蒸 留 しょうちゅう		
原料用アルコール		
ウ イ ス キ ー ブ ラ ン デ ー ス ピ リ ッ ツ	37度以上 37度未満	370,000円に37度を超える1度ごとに10,000円加算 370,000円
○混成酒類 (基本税率)		
	21度以上	220,000円に20度を超える1度ごとに11,000円加算
	21度未満	220,000円
合 成 清 酒		100,000円
み り ん		20,000円
甘 味 果 実 酒 リ キ ュ ー ル	13度以上 13度未満	120,000円に12度を超える1度ごとに10,000円加算 120,000円
粉 末 酒		390,000円
雑 酒	みりん類似	20,000円
	21度以上	220,000円に20度を超える1度ごとに11,000円加算
	21度未満	220,000円

(注) 「その他の発泡性酒類」とは、ホップ等を原料の一部とした酒類以外の酒類及び次に掲げる酒類をいう。

1 糖類、ホップ、水及び一定の物品(注1)を原料として発酵させたもの(エキス分2度以上のものに限る。)

2 一定の発泡酒(注2)に一定のスピリッツ(注3)を加えたもの(エキス分2度以上のものに限る。)

(注1)「一定の物品」とは、次のものをいう(酒税法施行令第20条第1項)。

イ たんぱく質物分解物(大豆を原料とするもの)及び酵母エキス又はこれらとカラメル

ロ たんぱく質物分解物(えんどうを原料とするもの)及びカラメル又はこれらと食物繊維

ハ とうもろこし、たんぱく質物分解物(とうもろこしを原料とするもの)、酵母エキス、アルコール、食物繊維、香料、くえん酸三カリウム及びカラメル

(注2)「一定の発泡酒」とは、麦芽及びホップを原料の一部として発酵させたもので麦芽比率が50%未満のものをいう(酒税法施行令第20条第2項)。

(注3)「一定のスピリッツ」とは、次のものをいう(酒税法施行令第20条第3項)。

イ 大麦を原料の一部として発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの

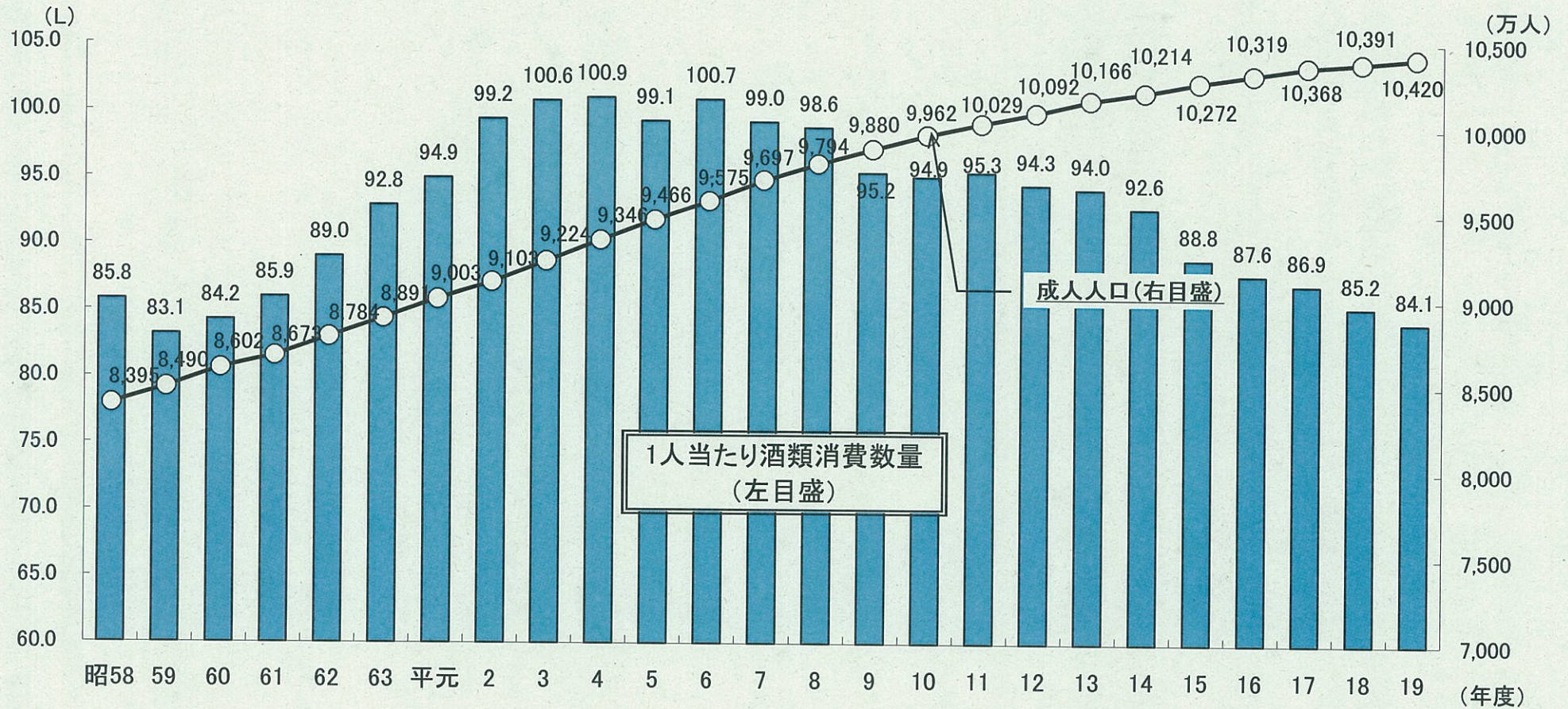
ロ 小麦を原料の一部として発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの

2. 租税特別措置法第87条の2 関係

次の品目のうち、発泡性のない酒類で、アルコール分13度未満のもの(リキュールについては12度未満のもの)については、1の表にかかわらず、次表の税率を適用。

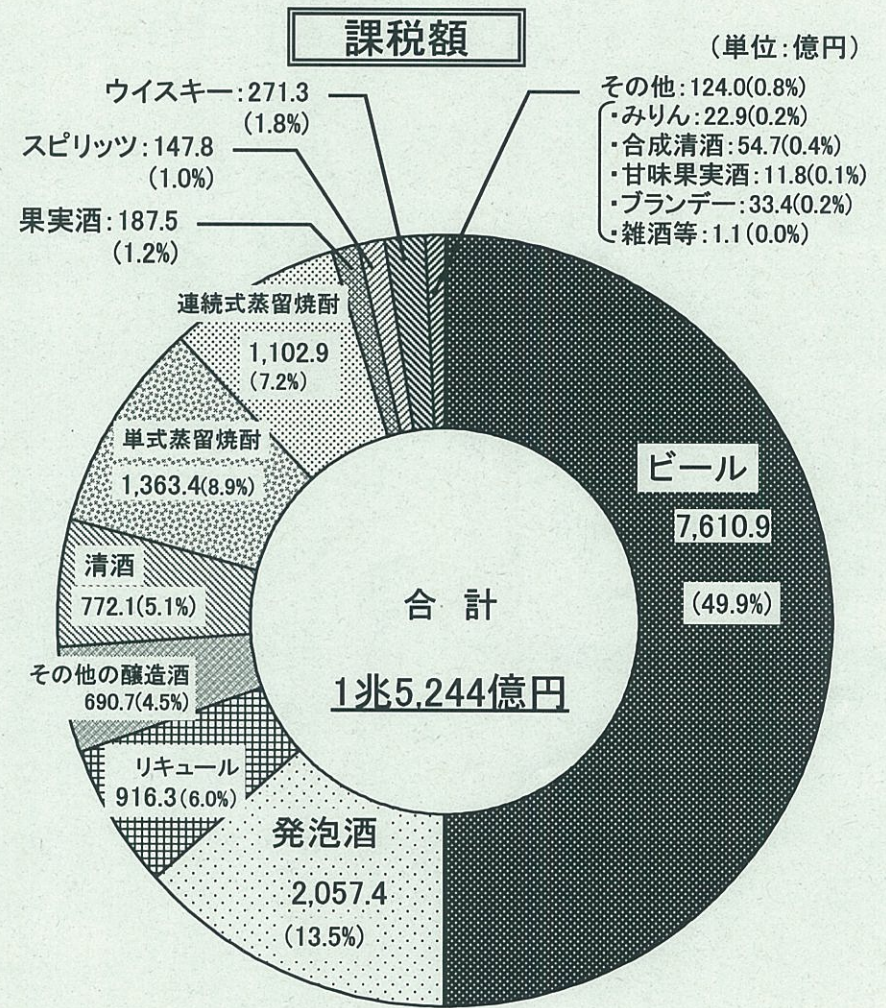
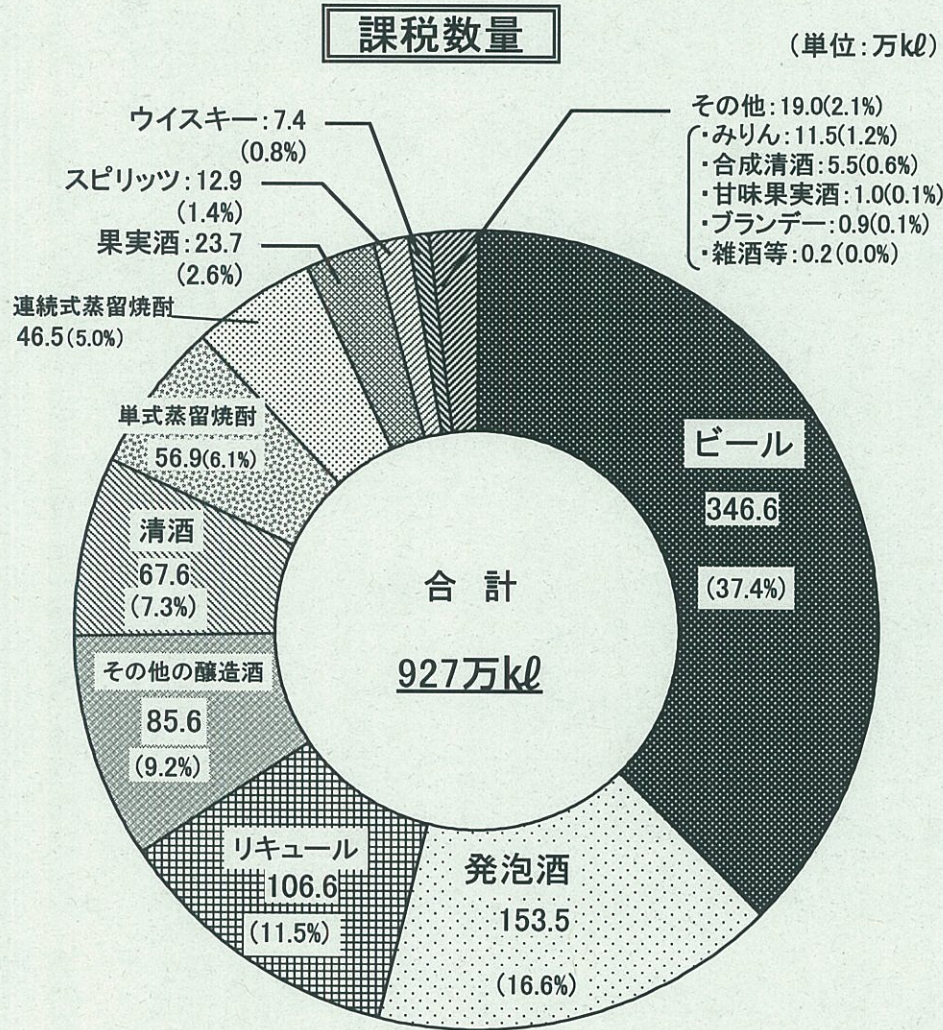
品 目	アルコール分等	1 KL 当 たり 税 率
連続式蒸留しょうちゅう	9度以上13度未満	80,000円に8度を超える1度ごとに10,000円加算
単式蒸留しょうちゅう		
ウイスキー		
ブランデー	9度未満	80,000円
スピリッツ		
リキュール		

成人人口一人当たり酒類消費数量等の推移



(備考) 成人人口は総務省統計局の人口推計年表(各年10月1日現在)のものである。

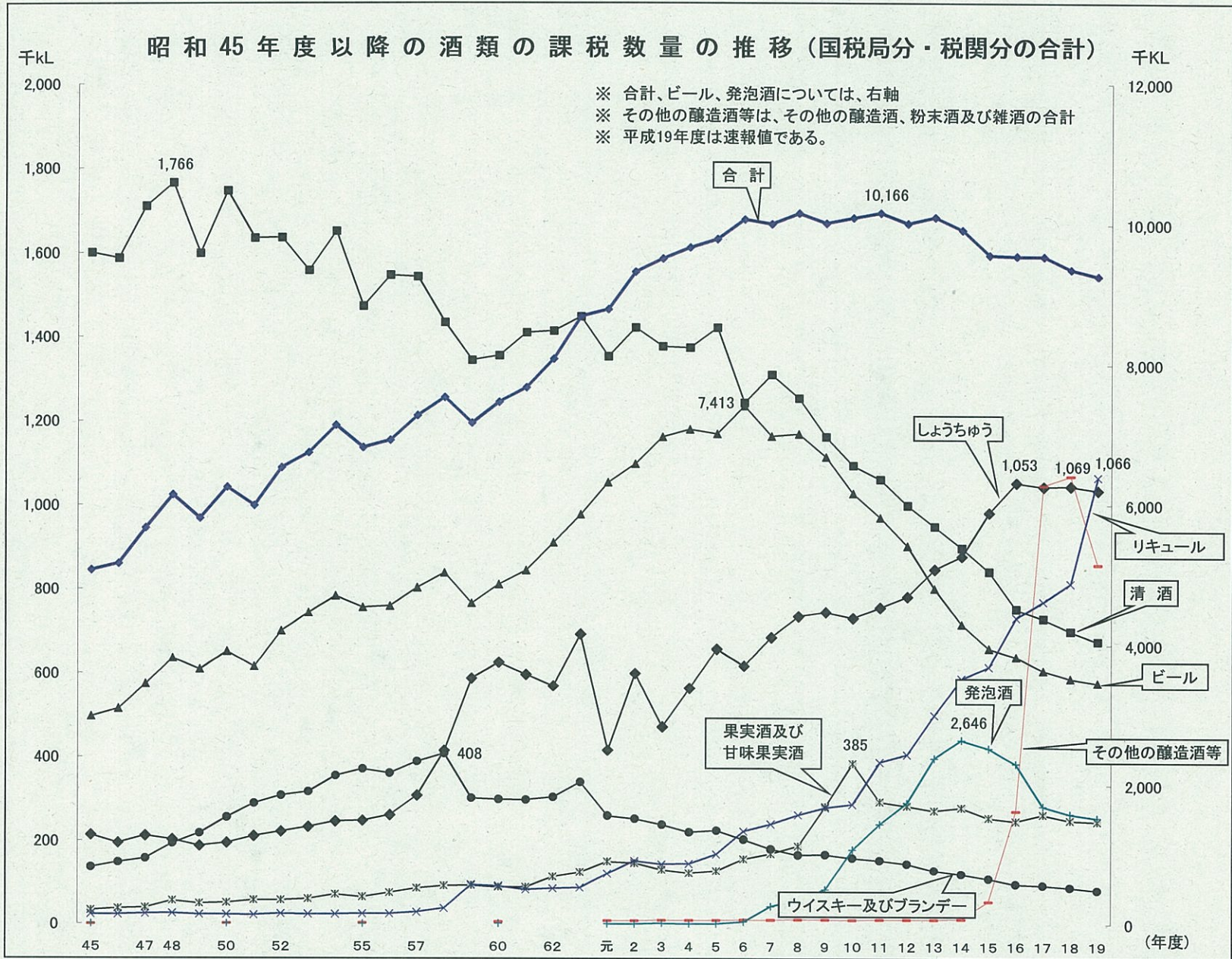
酒税の課税実績(平成19年度)(概数)



(備考) 1. 国税庁調べ。
2. ()内は構成比。

各酒類の課税数量(構成比率)の推移





一般酒類小売業免許におけるこれまでの規制の概要

1. 需給調整要件

「規制緩和推進3か年計画」（平成10年閣議決定・12年に改定）において、「酒類小売業免許に係る需給調整規制について、人口基準については平成10年9月から段階的な緩和を着実にいき、平成15年9月1日をもって廃止し、また距離基準については、平成13年1月1日をもって廃止する」とされた。

① 距離基準（平成13年1月1日をもって廃止）

申請販売場と直近酒販店との間の距離が次の基準以上であること。

- A地域…100m（人口30万人以上の都市の国税局長が指定する
主要駅から500m以内にある商業地域については50m）
- B地域…100m
- C地域…150m

② 人口基準（平成15年9月1日をもって廃止）

申請販売場が所在する小売販売地域に免許枠があること。

$$\text{免許枠} = \frac{\text{人口}}{\text{基準人口}} - \text{既存免許店数}$$

（基準人口）

免許年度	9年度以前 (改正前)	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
A地域（大都市部） （対前年増減）	1,500 —	1,450 (-50)	1,400 (-50)	1,300 (-100)	1,200 (-100)	1,100 (-100)
B地域（中都市部）	1,000	950	900	850	800	750
C地域（町村部）	750	700	650	600	550	500

2. 「酒類小売業者の経営改善等に関する緊急措置法」（議員立法）による免許付与制限

緊急調整地域に指定された地域においては、免許を付与しない（平成15年9月1日以降）。

【緊急調整地域数】（全国の地域数は、3,383地域）

平成15免許年度	平成16免許年度	平成17免許年度（1年延長）
922地域	1,274地域	

○ 緊急調整地域の指定は平成18年8月31日限りで失効

規制緩和推進3か年計画（再改定） [平成12年3月31日・閣議決定]
分野別措置事項－抄－

別紙4

4 流通関係

(2) 酒類・たばこ

事項名	措置内容	実施予定時期			備考	所管省庁
		平成10年度	平成11年度	平成12年度		
①酒類小売業免許に係る需給調整規制	酒類小売業免許に係る需給調整規制について、人口基準については平成10年9月から段階的な緩和を着実にいき、平成15年9月1日をもって廃止し、また、距離基準については平成12年9月1日をもって廃止する。	10年度 (人口基準の段階的緩和の開始)		12年度 (距離基準の廃止)	大都市地域は人口基準を毎年100人(ただし、当初2年は50人)ずつ引き下げ、それ以外の地域は毎年50人ずつ引き下げる。	大蔵省

(注)

- 1 平成10年3月及び平成11年3月においても、同様の閣議決定がなされている。
- 2 平成12年8月30日には、次の事項が閣議決定されている。

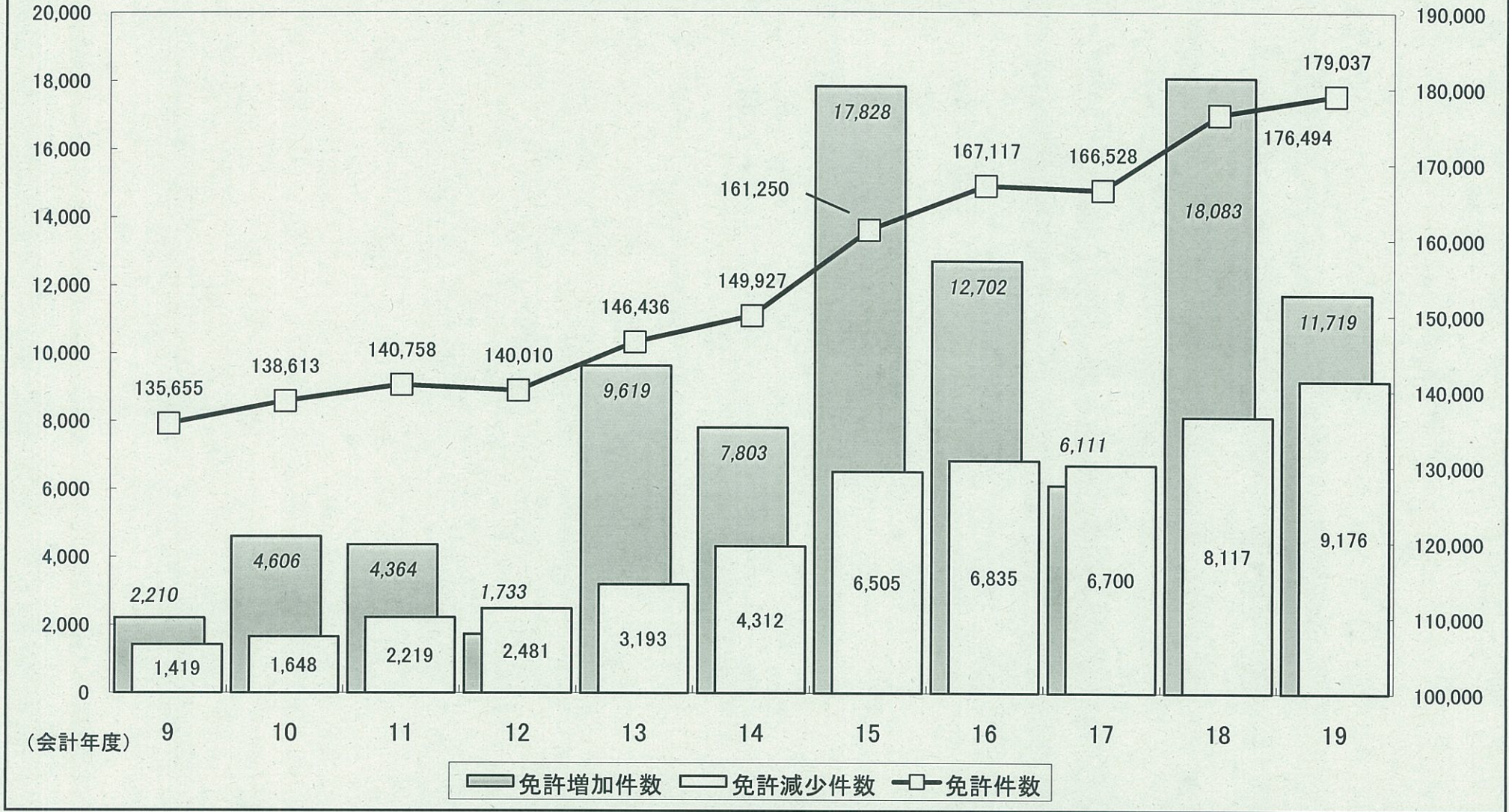
規制緩和推進3か年計画（平成10年3月31日閣議決定、平成11年3月31日閣議決定（改定）、平成12年3月31日閣議決定（再改定））に基づく酒類小売業免許に係る需給調整規制の廃止について
 規制緩和推進3か年計画（平成10年3月31日閣議決定、平成11年3月31日閣議決定（改定）、平成12年3月31日閣議決定（再改定））に基づき、酒類小売業免許に係る需給調整規制について平成12年9月1日から実施すべきこととされている規制緩和措置は、平成13年1月1日から実施するものとする。

- 3 平成14年3月29日「規制改革推進3か年計画（再改定）」が閣議決定され、次の事項が盛り込まれている。

I 共通的事項
 4 計画の改定、フォローアップ等
 (1) 既定計画の着実な実施
 「規制緩和推進3か年計画（再改定）」（平成12年（2000年）3月31日閣議決定）を始め、規制改革に関連する既定計画に定められている事項のうち、本計画に記載のない事項であって、平成13年（2001年度）内に措置が完了していない事項（措置内容が検討にとどまっている事項を含む。）について、その着実な実施を図る。
 (注) 平成13年3月30日「規制改革推進3か年計画」においても、同様の閣議決定がなされている。

全酒類小売業免許場数等の推移

(単位:件)



(注1) 「免許増加件数」には、純然たる新規免許のほか、一般酒類小売業免許へ条件緩和した件数を含む。

なお、平成18年度の免許増加件数には、小売業免許の整理・統合に伴う特殊免許から振替えた 4,029件を含む。

(注2) 「免許減少件数」は、取消件数及び消滅件数の合計である。

「構造改革特別区域法」による酒税法の特例の概要（最低製造数量基準の特例）

特例の内容	<p style="text-align: right;">〔最低製造数量基準〕</p> <p>① 特定農業者による果実酒の製造 適用しない (← 6 kℓ)</p> <p>② 特定農業者による濁酒の製造 適用しない (← 6 kℓ)</p> <p>③ 特産果実酒の製造 2 kℓ (← 6 kℓ)</p> <p>④ 特産リキュールの製造 1 kℓ (← 6 kℓ)</p>
適用要件	<p>【①、②について】</p> <p>イ 製造者は、特区内で農家民宿その他酒類を自己の営業場において飲用に供する業を営む農業者（特定農業者）^{（注1）}で、特区計画に定められた特定事業の実施主体（認定計画特定農業者）であること</p> <p>ロ 特区内に所在する自己の製造場において製造すること</p> <p>ハ 原料に使用する果実・米は自ら生産したもの等であること^{（注2）}</p> <p>（注1）農業者には、農業経営者の同居親族等又は農業生産法人の組合員であって、当該農業経営者等が行う果実・米の生産に従事する者のうち、一定の要件を満たした者を含む。</p> <p>（注2）災害等により自ら生産した果実・米を原料として果実酒・濁酒を製造することができない場合、一定の要件のもと、それ以外の果実・米を原料に使用することが可能である。</p> <p>【③、④について】</p> <p>イ 特区計画に定められた特定事業の実施主体（認定計画特定事業者）であること</p> <p>ロ 特区内に所在する自己の製造場において製造すること</p> <p>ハ 原料に使用する果実・農産物は、地方公共団体の長が地域の特産物として指定したものであり、かつ特区内で生産されたものであること</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造免許には、製造する酒類の範囲につき、特区法に定めるものに限る旨の条件を付すことができる。 ・ ①の果実酒は、自己の営業場等において飲用に供する場合を除き、販売してはならない。 ・ 特区の認定が取り消された場合、製造免許を受けた者が認定計画特定農業者（事業者）でなくなった場合 等には免許を取り消すことができる。

※ 最低製造数量基準以外の免許拒否要件（酒税法第 10 条）は原則どおり適用される。また、免許付与後、酒税の申告納付・記帳・届出等の義務の規定も原則どおり適用される。

「酒類に関する公正な取引のための指針」

目的：酒税の確保及び酒類の取引の安定化（酒類業組合法1条）

指針に則した取引の実行⇒経営健全性と消費者利益の向上

酒類業の健全な発達

（はじめに）

- ① 近年の酒類市場 ⇒
 - ・ 経営環境の変化（人口減少社会の到来など）……………>酒類全体では数量ベースでの国内市場の拡大困難
 - ・ 酒類小売業の多様化（コンビニ、スーパー、ドラッグストアなど）……………>事業者間で取扱数量や取引価格に格差
- ② 酒類業の健全な発達に向けた課題 ⇒ 「量から質への転換」、「消費者の視点」、「販売管理」、「公正取引の確保」
- ③ 酒類業組合法第84条<<酒税保全のための勧告又は命令>>の適用の可能性を踏まえつつ、「酒類に関する公正な取引の在り方」、「公正取引委員会との連携方法等」を提示 ⇒ 公正取引の確保に向けた自主的な取組を促進

第1 酒類に関する公正な取引の在り方

（酒税保全の観点から酒類取引の在り方を提示）

- 1 合理的な価格の設定
 - ① 価格は「仕入価格＋販管費＋利潤」となる設定が合理的
また、酒類の特殊性から妥当なものであるべき。
 - ② 酒類の特殊性に鑑みれば、顧客誘引のための「おとり商品」として使用することは不適正な慣行であり改善していくべき。
 - ③ 的確な需給見通しに基づき、適正生産を行うべき。
- 2 取引先等の公正な取扱い
合理的な理由がなく取引先又は販売地域によって取引価格や取引条件について差別的な取扱いをすることは、価格形成を歪める一因
- 3 公正な取引条件の設定
スーパー等大きな販売力を持つ者が、自己都合返品、プライベート・ブランド商品の受領拒否、従業員等の派遣、協賛金や過大なセンターフィーの負担等の要求を一方的に行う場合、又はこれらの要求拒否を理由として不利益な取扱いをする場合は、納入業者の経営を悪化させ、製造業者の代金回収に影響し、酒税保全上の問題発生のおそれ。
- 4 透明かつ合理的なリベート類
透明性及び合理性を欠くリベート類は、廃止していくべき。

第2 取引状況等実態調査の実施及び公正取引委員会との連携等

（国税庁の対応）

- 1 効果的な取引状況等実態調査の実施等
 - ① 市場への影響の大きな業者に対し重点的に調査を実施
 - ② 改善指導を行った業者についてはフォローアップ調査を実施
 - ③ 問題取引とその指導事績は可能な限り具体的に公表し、他の業者において同様の取引が行われないよう啓発
- 2 酒税保全措置
 - ① 酒類業組合法第84条第1項に規定する過当競争の有無は、第1の「酒類に関する公正な取引の在り方」を参考に判定
 - ② 酒税保全措置が必要な事態があるときは、事態解消に必要な最小限の措置
- 3 独占禁止法違反等への対応
国税局長は、酒類業者の取引に関し独占禁止法に違反する事実があると思料したときは、公正取引委員会に対しその事実を報告
- 4 公正取引委員会との連携等
 - ① 国税庁は公正取引委員会と流通上の諸問題について協議
 - ② 国税局に市場問題の情報を一元的に管理する担当者を配置

酒類総合研究所の最近の動向

酒類に関する高度な分析及び鑑定等を行う酒類総合研究所は、平成13年4月に前身の「国税庁醸造研究所」から独立行政法人に移行し、平成18年4月より、第2期中期目標期間（平成23年3月までの5年間）の業務を開始している。

○「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）

酒類総合研究所に関する「事務事業の見直し」として、適切な研究課題について共同研究を積極的に推進する等とされるとともに、組織体制について一層の合理化を図るとされた。

整理合理化計画 別表 酒類総合研究所

事務及び事業の見直し	組織の見直し
<p>【分析・鑑定業務】</p> <p>○酒類の高度な分析・鑑定のうち、特定成分の分析など、独立行政法人が直接実施する必要性が高くない業務については、民間事業者等に委託する。</p>	<p>【組織体制の整備】</p> <p>○組織体制の一層の合理化を図る。</p>
<p>【研究・調査業務】</p> <p>○他省庁の研究機関等における調査研究との相互補完や連携を図る観点から、適切な研究課題について共同研究を積極的に推進する。</p>	<p>運営の効率化及び自律化</p>
<p>【講習等業務及び品質評価業務】</p> <p>○酒類業の健全な発達に資するための講習及び品質評価に係る単独主催業務については、酒類業界との共催化を推進する。</p>	<p>【自己収入の増大】</p> <p>○手数料水準の見直し等を通じ、自己収入の増加を図る。</p>